

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	地域自治組織の認定等
根拠法令及び条項	豊中市地域自治推進条例第7条第3項
所管部課（室）係名	市民協働部地域連携課連携推進係
関係条項	豊中市地域自治推進条例第7条第1項
審査基準	<p>（地域自治組織の認定等）</p> <p>（1） 地域住民が、対等な立場で話し合う場を設定し、及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した取組を通じて地域の将来像を共有することにより、形成した組織であること。</p> <p>①地域住民のだれもが参加して意見を述べられる場を設けて取り組んでいること。</p> <p>②上記の場に参加していない人の意見を聴くための努力や工夫をしていること。</p> <p>③地域の将来像を作成し、共有していること。</p> <p>1) 自主性の尊重と対等の原則</p> <p>④取組みに参加しない住民や団体に対しても、参加の機会を保障していること。</p> <p>⑤取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。</p> <p>2) 民主性の原則</p> <p>⑥組織運営のルールについて参加者が話し合い、規約等を定めていること。</p> <p>3) 地域資源尊重の原則</p> <p>⑦地域の歴史や地域団体の活動など、地域の資源を発見または共有する取組みを実施していること。</p> <p>4) 補完性の原則</p> <p>⑧地域の課題解決のために、地域でできることを話し合い、協力・役割分担して取り組んでいること。</p> <p>5) 情報共有・参画・協働の原則</p> <p>⑨取組みの過程を公開していること。</p> <p>⑩取組みに関する情報を、すべての地域住民に届ける努力や工夫をしていること。</p> <p>⑪より多くの地域住民の意見を聴くための取組みを実施していること。</p> <p>⑫さまざまな分野、世代、地区の代表者が取組みに参画していること。</p> <p>（2） 地域自治組織が組織する地域の範囲は、市長が必要と認める一定の区域であること。</p> <p>①地域自治組織の地域の範囲は、原則として小学校区であること。</p> <p>（3） 全ての地域住民を対象として、地域コミュニティの活動の総合</p>

		<p>的な調整その他地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であること。</p> <p>①全ての地域住民を対象として、地域の課題の解決に向けた取組を行う組織であることを明らかにしていること。</p> <p>②地域の将来像や事業計画書に、地域の特性やこれまでの活動を活かした取組が盛り込まれていること（要件(4)の3)⑥を補完）。</p> <p>(4) その地域内に居住する全ての者で組織していること及び第4条各号に掲げる地域自治の原則に即した運営を行うことを規定した規約を定めていること。</p> <p>①全ての住民で組織することを明らかにしていること。</p> <p>1) 自主性の尊重と対等の原則</p> <p>②地域自治組織の取組に参加しない住民や団体に対して、不利益な取扱いをしないこと。</p> <p>③取組みへの参加者は、所属団体や団体の規模などにかかわらず、同じ権利と責務を持つこと。</p> <p>2) 民主性の原則</p> <p>④意思決定にあたっては、十分に話し合うことを基本としていること。</p> <p>⑤住民のだれもが、組織の意思決定に関する情報を得、又は意思決定に参加できること。</p> <p>3) 地域資源尊重の原則</p> <p>⑥地域の多様な住民や団体（地域団体、NPO、事業者等）の力を活かして運営する体制となっていること。</p> <p>4) 補完性の原則</p> <p>⑦地域の将来像の実現に向けて、地域住民が、地域課題の解決に取り組む組織であること。</p> <p>5) 情報共有・参画・協働の原則</p> <p>⑧組織の運営や活動に関する情報を公開すること。</p> <p>⑨多様な分野、世代、地区の住民や団体が、組織の運営や活動に参画していること。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合するものであること。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年4月1日設定（平成24年4月1日最終変更）
標準 処理 期間	標準処理期間	-
	内訳	-
	設定等年月日	-
	備考	標準処理期間は定めていない

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	①千里文化センターの使用承認 ②庄内コラボセンターの使用承認
根拠法令及び条項	豊中市コラボセンター条例第6条、7条
所管部課(室)係名	①市民協働部 地域連携課 東部地域係 ②市民協働部 地域連携課 南部地域係
審査基準	関係条項 同条例 第6条、7条 同条例施行規則第8条、第9条、第13条
	<p>1. 施設を使用とする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認された事項を変更するときも同様とする。 (コラボセンター条例第6条)</p> <p>2. 次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を承認しない。 (コラボセンター条例第7条)</p> <p>(1) 他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めるとき。 (コラボセンター条例第7条第1項第1号)</p> <p>(例)</p> <p>①火気の使用又は臭気、騒音、大声等を発生させる使用を行う場合であって、他の利用者や一般市民に危険や迷惑が及ぶ恐れがあるとみとめられるとき。ただし、一部の部屋においては、楽器演奏、高唱、舞踊、体操等の使用を認めるものとする。</p> <p>②参加者や他の利用者に対して執拗に紹介や勧誘を行うなど迷惑をかける恐れがあると認められるとき。</p> <p>(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるとき。 (コラボセンター条例第7条第1項第2号)</p> <p>(例)</p> <p>①暴力団組長の襲名披露等の暴力団の儀式 ②暴力団組織の運営・維持するための会議</p> <p>(3) 管理上支障があると認めるとき。 (コラボセンター条例第7条第1項第3号)</p> <p>(例)</p> <p>①火気の使用を伴い危険なとき。 ②当該使用により多数の人数が集まることで、交通の渋滞、その他施設内外の混乱が発生する恐れがあると認められるとき。</p>

		<p>③当該使用により建物や付帯設備を破壊、汚損または滅失する恐れがあると認められるとき。</p> <p>④過去において施設管理上の指示に従わなかったなど施設管理上の指示に従わない恐れがあると認められるとき。</p> <p>⑤定員を超える使用のとき。</p> <p>⑥申請書類の記載事項に虚偽が認められるとき。</p> <p>(4) その他市長が適当でないとき。 (コラボセンター条例第7条第1項第4号)</p> <p>(例)</p> <p>①主として物品等の販売を目的として使用しようとするとき。</p> <p>②主として会食、宴会等飲食を目的として使用しようとするとき。ただし集会等に付随する懇親会等副次的に飲食する場合はこの限りでない。 アルコール類を伴う飲食は、次のとおりとする。 千里文化センターは、多目的スペースに限る。 ※オープンでの使用する場合は、不可。 庄内コラボセンターは、3、4階の指定された部屋に限る。</p> <p>③参加者から料金等を徴収するとき。ただし、資料代など実費程度の徴収においては、この限りでない。</p> <p>④講師が営利目的で生徒もしくは参加者から謝礼を集めて開く教室等として使用しようとするとき。</p> <p>⑤布教を目的として使用しようとするとき。</p> <p>⑥葬儀、告別式を行うために施設を使用しようとするとき。</p> <p>⑦バザー等として使用しようとするとき。但し、復興支援等公共性のあるものに対する寄付を主たる目的とするものを除く。</p> <p>⑧集团的または常習的に暴力的不法行為や反社会的な行動等を行う恐れがある団体が使用するとき。</p> <p>⑨の他上記①～⑧と認められるとき。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年2月12日設定(令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	即日(注:休日は含まない)
	内訳	
	設定等年月日	平成20年2月12日設定(令和6年4月1日最終変更)
	備考	

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	①千里文化センター使用料の減免 ②庄内コラボセンター使用料の減免	
根拠法令及び条項	豊中市コラボセンター条例第10条第3項	
所管部課(室)係名	①市民協働部 地域連携課 東部地域係 ②市民協働部 地域連携課 南部地域係	
審査基準	関係条項	同条例施行規則第15条
	基準	1. 市長は、特別の理由があると認めるときは、前2項の使用料を減免することができる。 (コラボセンター条例第10条第3項) (例) ①豊中市(各委員会、一部事務組合を含む)が公用のために使用するとき。 ②公共的団体(校区単位の地域団体である公民分館、校区福祉委員会、自主防災会、防犯協議会など)が豊中市と共催する事業その他市長が認める公益事業のために使用するとき。ただし、豊中市の各部局から減免の依頼がある場合のみ。
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年2月12日設定(令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	即日(注:休日は含まない)
	内訳	
	設定等年月日	平成20年2月12日設定(令和6年4月1日最終変更)
備考		

様式 B - 1

申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	①千里文化センター使用料の返還 ②庄内コラボセンター使用料の返還	
根拠法令及び条項	豊中市コラボセンター条例第 1 1 条	
所管部課（室）係名	①市民協働部 地域連携課 東部地域係 ②市民協働部 地域連携課 南部地域係	
審査基準	関係条項	同条例施行規則第 1 6 条
	基準	<p>1. 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。 (コラボセンター条例第 1 1 条)</p> <p>2. 条例第 1 1 条ただし書の規定によるセンターの施設の使用料の返還は、次に定めるところによる。 (コラボセンター条例施行規則第 1 6 条)</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由によって使用することができないとき 既納の使用料の全額 (例) ①地震、台風等の災害（天変地異）の発生（何らかの警報等が発令されている期間を含む）により使用できないとき。 ②停電等センター施設の不備により使用できないとき。</p> <p>(2) 使用する日の 1 月前までに使用承認の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき 既納の使用料の 5 割の額 (例) ①使用日の 1 か月前の同一日（当該日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年 7 月 20 日 法律第 178 号）に規定する国民の祝日又は 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までその他休館日にあたる場合は、その直前の開館日）までに使用承認取消申込書兼使用料還付請求書が提出され、豊中市が認めたとき、既納の使用料の 5 割の額を還付するものとする。</p>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 2 0 年 2 月 1 2 日設定（令和 6 年 4 月 1 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間	1 ヶ月（注：休日は含まない）
	内訳	
	設定等年月日	平成 2 0 年 2 月 1 2 日設定（令和 6 年 4 月 1 日最終変更）
備考		

様式 B - 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	①千里文化センターでの設備の承認等 ②庄内コラボセンターでの設備の承認等	
根拠法令及び条項	豊中市コラボセンター条例第13条	
所管部課(室)係名	①市民協働部 地域連携課 東部地域係 ②市民協働部 地域連携課 南部地域係	
審査基準	関係条項	
	基準	1. 使用者は、特別の設備又は装飾をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (コラボセンター条例第13条第1項) (例) ①極めて多量の電力を消費する機材を持ち込む場合 ②直ちに原状回復ができない装飾を行う場合
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年2月12日設定(令和6年4月1日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間	即日(注:休日は含まない)
	内訳	
	設定等年月日	平成20年2月12日設定(令和6年4月1日最終変更)
備考		